

(図表30) 改正法人税等会計基準等の適用予定日

記載項目	会社数	比率
2023年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用	2社	1.6%
2024年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から原則適用	121社	98.4%
合計	123社	100.0%

品」、IFRS 17号「保険契約」等)または米国会計基準を未適用の会計基準等の注記として記載している事例が5社みられた。

② 適用予定日の分析(改正法人税等会計基準等)

改正法人税等会計基準等については2024年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首

概要

ASBJから公表された企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認識会計基準」という)が2022年3月31日決算より原則適用されている。

また、金融庁から2023年3月24日に「令和4年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」(以下、「有報レビュー」という)として、収益認識会計基準に基づく開示の審査結果

第4章

有報レビューの好開示例をもとに分析 収益認識会計基準の 2年目における開示分析

が公表されている。有報レビューにおいては好開示例を取り上げており、たとえば次のようなポイントが記載されている。

- ・ 主な履行義務の内容等に関して、企業固有の取引内容や契約条件に基づき具体的に説明
- ・ 重要な会計方針の注記における記載内容と収益認識関係注記における収益の分解情報との関係性を明瞭に記載
- ・ 収益の分解情報に関して、「財又はサービスの種類別」、「地域別」、「収

益の認識時期」の3つに区分して開示(一般的に複数の区分で分解した情報は財務諸表利用者にとって有用と考えられる)

- ・ 契約資産および契約負債に関して、その内容や履行義務の充足の時期、通常の支払時期との関係を具体的に説明
- ・ 残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間の開示に関して、「1年」ことに区分した金額を開示

そこで、収益認識会計基準の適用

から適用となるが、2023年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することができる(改正法人税等会計基準20-2項)。

改正法人税等会計基準等の適用予定日について、未適用の会計基準等の注記に記載している事例(123社)を対象に調査した結果は図表30のとおりである。

未適用の会計基準等の開示において早期適用する旨記載している会社は2社のみであった。なお、早期適用する2社はいずれも、会計基準等が財務諸表に与える影響の記載は評価中としていた。